

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金及び経営発展支援事業）交付要綱（令和4年伊勢原市告示第125号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、予算の範囲内において就農直後の経営確立を支援する資金及び機械・施設等の導入等を支援する助成金を交付することについて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、神奈川県新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和7年7月7日施行。以下「県実施要綱」という。）及び伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 経営開始資金 県実施要綱第3の3に規定する経営開始資金
- (2) 経営開始支援事業 県実施要綱第3の4に規定する経営開始支援事業
- (3) 経営発展支援事業 県実施要綱第3の5の(1)に規定する経営発展支援事業
- (4) 資金 経営開始資金又は経営開始支援事業により交付する資金
- (5) 助成金 経営発展支援事業により交付する助成金

（交付要件）

第3条 資金及び助成金（以下「資金等」という。）の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 経営開始資金による資金の交付要件は、県実施要綱第8の1に規定する交付要件とする。
- (2) 経営開始支援事業による資金の交付要件は、県実施要綱第9の1に規定する交付要件とする。
- (3) 助成金の交付要件は、県実施要綱第10の1に規定する交付要件とする。

（助成金の交付対象）

第4条 助成金の交付対象となる事業内容は、県実施要綱第10の2に規定するものとする。

（交付額及び交付期間）

第5条 資金等の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 経営開始資金による資金の交付額は、県実施要綱第8の2に規定する交付額とする。
- (2) 経営開始支援事業による資金の交付額は、県実施要綱第9の2に規定する交付額とする。
- (3) 助成金の交付額は、県実施要綱第10の3に規定する交付額とする。

2 資金の交付期間は、次のとおりとする。

(1) 経営開始資金による資金の交付期間は、県実施要綱第8の2の(1)に規定する交付期間とする。

(2) 経営開始支援事業による資金の交付期間は、県実施要綱第9の2の(1)に規定する交付期間とする。

(計画の承認申請等)

第6条 資金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次のとおり市長に承認申請をしなければならない。

(1) 経営開始資金による資金の承認申請は、経営開始資金に係る青年等就農計画等承認申請書(第1号様式)に、青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定するものをいう。以下同じ。)及び県実施要綱第8の1の(4)に規定する経営開始資金申請追加資料を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

ア 収支計画

イ 履歴書

ウ 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

エ 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類)

オ 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写し))

カ 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

キ 通帳の写し

ク 農地の所在を示す地図

ケ 園芸施設共済等への加入を証明する書類の写し(園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合)

コ 生年月日及び住所を確認できる書類の写し(運転免許証等)

サ 家族経営協定書の写し(県実施要綱第8の2の(2)に該当する場合)

シ 法人の履歴事項全部証明書及び役員名簿(一戸一法人の場合)

ス 前年の世帯全員の所得を証明する書類の写し(源泉徴収票、所得証明書等)

セ 前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類

ソ 個人情報に関する同意書

タ その他市長が必要と認めた書類

(2) 経営開始支援事業による資金の承認申請は、経営開始支援事業に係る青年等就農計画等承認申請書(第2号様式)に、青年等就農計画及び県実施要綱第9の1の(4)に規定する経営開始支援事業申請追加資料を添付したもの(以下「経営開始支援事業計画等」という。)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- ア 収支計画
- イ 履歴書
- ウ 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- エ 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類）
- オ 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写し））
- カ 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- キ 通帳の写し
- ク 農地の所在を示す地図
- ケ 園芸施設共済等への加入を証明する書類の写し（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合）
- コ 生年月日及び住所を確認できる書類の写し（運転免許証等）
- サ 家族経営協定書の写し（県実施要綱第9の2の（2）に該当する場合）
- シ 法人の履歴事項全部証明書及び役員名簿（一戸一法人の場合）
- ス 前年の世帯全員の所得を証明する書類の写し（源泉徴収票、所得証明書等）
- セ 前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類
- ソ 個人情報に関する同意書
- タ その他市長が必要と認めた書類

(3) 助成金の承認申請は、経営発展支援事業に係る青年等就農計画等承認申請書（第3号様式）に、青年等就農計画及び県実施要綱第10の1の（4）に規定する経営発展支援事業申請追加資料を添付したもの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- ア 機械・施設導入等計画書（第4号様式）（リース以外の場合）
- イ 機械・施設等リース計画書（第5号様式）（リースの場合）
- ウ 収支計画
- エ 履歴書
- オ 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- カ 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類）
- キ 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写し））
- ク 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ケ 通帳の写し
- コ 生年月日及び住所を確認できる書類の写し（運転免許証等）

サ 複数の販売会社の見積書の写し等

シ 家族経営協定書の写し（県実施要綱第10の3の（2）に該当する場合）

ス 国実施要綱別記1の第9の2の（2）のアに規定されているポイント付けに関連する書類

セ その他市長が必要と認めた書類

（審査会の設置）

第7条 市長は、次条に規定する計画等の審査を実施するために、伊勢原市青年就農給付金事業審査会を設置する。

（計画等の審査）

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、その内容について、次のとおり審査し、審査結果を申請者に通知するものとする。

(1) 経営開始資金による資金は、前条の規定により設置する伊勢原市青年就農給付金事業審査会と協力して審査し、審査の結果を県実施要綱第8の4の（2）に規定する青年等就農計画等の承認通知又は青年等就農計画等の不承認通知により申請者に通知する。

(2) 経営開始支援事業による資金は、前条の規定により設置する伊勢原市青年就農給付金事業審査会と協力して審査し、審査の結果を県実施要綱第9の4の（2）に規定する経営開始支援事業計画等の承認通知又は経営開始支援事業計画等の不承認通知により申請者に通知する。

(3) 助成金は、県実施要綱第10の5の（2）により神奈川県に承認を受けた市町村経営発展支援事業計画に基づき審査し、県実施要綱第10の6の（2）に規定する経営発展支援事業計画等の承認通知又は経営発展支援事業計画等の不承認通知により申請者に通知する。

（計画等の変更申請）

第9条 前条の審査の結果、承認を受けた者が、県実施要綱第8の6の（1）、第9の6の（1）又は第10の8の（1）に基づき青年等就農計画等、経営開始支援事業計画等又は経営発展支援事業計画等を変更しようとするときは、計画等変更承認申請書（第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により変更の申請があった場合は、前条の規定を準用する。

（交付申請）

第10条 第8条による審査の結果、承認を受けた者は、次のとおり市長に交付の申請をしなければならない。

(1) 経営開始資金による資金の申請は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付申請書（第7号様式）

イ 県実施要綱第8の7の（1）に規定する申請書

ウ 税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

(2) 経営開始支援事業による資金の申請は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付申請書（第8号様式）

イ 県実施要綱第9の7の（1）に規定する申請書

ウ 税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

(3) 助成金の申請は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）交付申請書（第9号様式）

イ 県実施要綱第10の9の（1）に規定する交付申請書

2 前項第1号及び第2号の書類は、2回目以降の申請時において、前回から変更がない場合は、省略できるものとする。

3 第1項第1号及び第2号の規定による申請は、半年分又は1年分を単位として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について速やかに審査し、適当と認めた場合は、次のとおり申請者に通知するものとする。

(1) 経営開始資金による資金は、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付決定通知書（第10号様式）により申請者に通知する。

(2) 経営開始支援事業による資金は、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付決定通知書（第11号様式）により申請者に通知する。

(3) 助成金は、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）交付決定通知書（第12号様式）により申請者に通知する。

（資金の交付請求）

第12条 前条の規定により、資金の交付決定の通知を受けた者が、資金の交付を受けようとするときは、次のとおり市長に交付請求をしなければならない。

(1) 経営開始資金による資金の交付請求は、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付請求書（第13号様式）に伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(2) 経営開始支援事業による資金の交付請求は、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付請求書（第14号様式）に伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（経営発展支援事業の実績報告及び交付請求）

第13条 第11条第3号の規定により交付決定の通知を受けた者が、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、県実施要綱第10の10の（1）に規定する実績報告兼助成金支払請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 納品書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 写真

2 助成金は、経営発展支援事業計画等に記載された取組が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、取組の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

3 前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）交付請求書（第15号様式）に伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（就農状況報告等）

第14条 資金の交付を受けた者（以下「資金交付対象者」という。）又は助成金の交付を受けた者（以下「助成金交付対象者」という。）は、交付期間中、毎年7月末日及び1月末日までにその直前の6か月の就農状況を、次のとおり市長に報告しなければならない。

(1) 経営開始資金による資金は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 県実施要綱第8の8の（1）のアに規定する就農状況報告

イ 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）

ウ 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する）

エ 通帳及び帳簿の写し

オ 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

カ 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付（7月の報告の際のみ添付する。）

キ 環境負荷低減のチェックシート（1月の報告の際のみ添付する。ただし、令和6年6月28日以前に従前の伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金及び経営発展支援事業）交付要綱（令和4年9月15日伊勢原市告示第125号。以下「旧要綱」という。）に基づき交付決定を受けている者の添付は不要とする。）

(2) 経営開始資金支援事業による資金は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 県実施要綱第9の8の（1）のアに規定する就農状況報告

イ 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）

ウ 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する）

エ 通帳及び帳簿の写し

オ 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

カ 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付（7月の報告の際のみ添付する。）

キ 環境負荷低減のチェックシート（1月の報告の際のみ添付する。）

(3) 助成金は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 県実施要綱第10の10の（2）のアに規定する就農状況報告

イ 作業日誌の写し（夫婦で助成を受けた場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）

ウ 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

エ 通帳及び帳簿の写し

オ 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し

カ 環境負荷低減のチェックシート（1月の報告の際のみ添付する。ただし、令和6年6月28日以前に従前の旧要綱に基づき交付決定を受けている者の添付は不要とする。）

2 交付期間終了後5年間毎年7月末日及び1月末日までにその直近6か月の作業について、経営開始資金による資金交付対象者は、県実施要綱第8の8の（1）のアに規定する作業日誌を、経営開始支援事業による資金交付対象者は、県実施要綱第9の8の（1）のアに規定する作業日誌を市長に提出しなければならない。

3 交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合、経営開始資金による資金交付対象者は、変更後1か月以内に県実施要綱第8の8の（2）に規定する住所等変更届を、経営開始支援事業による資金交付対象者は、変更後1か月以内に県実施要綱第9の8の（2）に規定する住所等変更届を市長に提出しなければならない。

4 交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合、経営開始資金による資金交付対象者は、中断後1か月以内に県実施要綱第8の8の（3）のアに規定する就農中断届を、経営開始支援事業による資金交付対象者は、中断後1か月以内に県実施要綱第9の8の（3）のアに規定する就農中断届を市長に提出しなければならない。ただし、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は県実施要綱第8の8の（3）のア又は第9の8の（3）のアに規定する就農再開届を提出しなければならない。

5 交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、又は離農した場合、経営開始資金による資金交付対象者は、県実施要綱第8の8の（4）に規定する離農届を、経営開始支援事業による資金交付対象者は、県実施要綱第9の8の（4）に規定する離農届を市長に提出しなければならない。

6 助成金交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた交付期間内に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に県実施要綱第10の10の(3)に規定する住所等変更届を市長に提出しなければならない。ただし、第3項の規定により住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなす。

7 助成金交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に県実施要綱第10の10の(4)に規定する就農届を市長に提出しなければならない。

8 助成金交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市長に速やかに報告しなければならない。

(サポート体制の整備)

第15条 市長は、県実施要綱第8の12、第9の12及び第10の12の規定により、サポート体制を整備し、交付対象者の経営状況の把握及び諸課題の相談に対応するものとする。

(就農状況の確認)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による就農状況報告を受けたときは、前条に規定するサポート体制及び関係機関と協力して実施状況を確認し、必要な場合は適切な指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認は、経営開始資金は県実施要綱第8の8の(1)のイ、経営開始支援事業は県実施要綱第9の8の(1)のイ、経営発展支援事業は県実施要綱第10の10の(2)のイに規定する方法により行うものとする。

(資金の交付の停止)

第17条 市長は、資金交付対象者が県実施要綱第8の9の(1)又は第9の9の(1)に規定する要件に該当する場合は、交付を停止するものとする。

(資金の交付中止の届出)

第18条 交付の中止を希望する場合、経営開始資金による資金交付対象者は、速やかに県実施要綱第8の9の(2)のイに規定する中止届(以下「経営開始資金中止届」という。)を、経営開始支援事業による資金交付対象者は、速やかに県実施要綱第9の9の(2)のイに規定する中止届(以下「経営開始支援事業中止届」という。)を市長に提出しなければならない。

(資金の交付の中止)

第19条 市長は、前条の規定による経営開始資金中止届または経営開始支援事業中止届の提出があった場合、県実施要綱第8の9の(1)又は第9の9の(1)のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止し、経営開始資金による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始資金)交付中止決定通知書(第16号様式)、経営開始資金による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始支援事業)交付中止決定通知書(第17号様式)により通知するものとする。

(資金の交付休止の届出及び再開の届出)

第20条 病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合、経営開始資金による資金交付対象者は県実施要綱第8の9の(2)のウに規定する休止届(以下「経営開始資金休止届」という。)を、経営開始支援事業による資金交付対象者は県実施要綱第9の9の(2)のウに規定する休止届(以下「経営開始支援事業休止届」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、休止期間は原則1年以内とする。

2 前項の経営開始資金休止届又は経営開始支援事業休止届を提出した資金交付対象者は、就農を再開する場合は、県実施要綱第8の9の(2)のオ又は第9の9の(2)のオに規定する経営再開届を市長に提出しなければならない。

(資金の交付の休止等)

第21条 市長は、資金交付対象者から前条第1項の規定による経営開始資金休止届又は経営開始支援事業休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止し、経営開始資金による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始資金)交付休止決定通知書(第18号様式)、経営開始支援事業による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始支援事業)交付休止決定通知書(第19号様式)により資金交付対象者に通知する。ただし、やむを得ないと認められない場合は、資金の交付を中止し、伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始資金)交付中止決定通知書又は伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始支援事業)交付中止決定通知書により資金交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、資金交付対象者から前条第2項に規定する経営再開届の提出があったときは、その内容について審査し、適切に農業経営を行うことができると認めた場合は、資金の交付再開を承認し、審査の結果について、経営開始資金による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始資金)交付再開審査結果通知書(第20号様式)、経営開始支援事業による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始支援事業)交付再開審査結果通知書(第21号様式)により資金交付対象者に通知するものとする。

(資金の返還)

第22条 市長は、資金交付対象者が県実施要綱第8の10の(1)又は第9の10の(1)の要件に該当する場合、経営開始資金による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始資金)返還請求書(第22号様式)、経営開始支援事業による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始支援事業)返還請求書(第23号様式)により資金の返還を請求するものとする。ただし、県実施要綱第8の10の(1)のオ、ウ又は第9の10の(1)のオ、ウのいずれかに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(資金の返還免除)

第23条 資金交付対象者は、県実施要綱第8の10の(1)のオ、ウ又は第9の10の(1)のオ、ウのいずれかに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情により、資金の返還の免除を受けようとする場合、経営開始資金による資金交付対象者

は県実施要綱第8の10の(2)に規定する返還免除申請書、経営開始支援事業による資金交付対象者は県実施要綱第9の10の(2)に規定する返還免除申請書を市長に提出しなければならない。

(資金の返還免除申請の承認)

第24条 前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、経営開始資金による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始資金)返還免除審査結果通知書(第24号様式)、経営開始支援事業による資金交付対象者へは伊勢原市新規就農者育成総合対策(経営開始支援事業)返還免除審査結果通知書(第25号様式)により申請をした者に通知するものとする。

(経営発展支援事業で整備した機械・施設等の管理運営)

第25条 交付対象者は、整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、次の各号にしたがって管理しなければならない。

(1) 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等について、助成金の交付目的に沿った適正な管理を行うため、耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定するものとする。

(2) 規則第20条第2号の規定により市長が別に定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

(3) 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳(第26号様式)を備え置くものとする。

(4) 助成金交付対象者は、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌を適宜作成し、整備及び保存しなければならない。

(5) 助成金交付対象者は、前号で作成した管理運営日誌を、処分制限期間内において、各年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

2 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等について、第1項第1号で設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に準じた財産処分として、新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)で整備した機械等の処分の承認申請書(第27号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)で整備した機械等の災害報告書(第28号様式)を提出しなければならない。

4 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)で整備した機械等の増築(模様替え、移転、更新等)届(第29号様式)を提出しなければならない。

(経営発展支援事業の目標年度及び成果目標)

第26条 経営発展支援事業の目標年度は事業実施年度の4年後の年度とし、成果目標は経営発展支援事業計画等で選択した取組とする。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年12月27日告示第168号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年12月1日告示第184号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

経営開始資金に係る青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所：
氏 名：
[申請者] 生年月日： 年 月 日： 歳
電話番号：
メールアドレス：

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第6条の規定に基づき計画書等の承認を申請します。

申請に必要な書類

- 1 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
- 2 経営開始資金申請追加資料
- 3 第6条第1号に掲げる添付書類
- 4 その他市長が必要と認めた書類

第2号様式（第6条関係）

経営開始支援事業に係る青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所：
氏 名：
[申請者] 生年月日： 年 月 日： 歳
電話番号：
メールアドレス：

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第6条の規定に基づき計画書等の承認を申請します。

申請に必要な書類

- 1 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
- 2 経営開始支援事業申請追加資料
- 3 第6条第2号に掲げる添付書類
- 4 その他市長が必要と認めた書類

第3号様式（第6条関係）

経営発展支援事業に係る青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所：
氏 名：
[申請者] 生年月日： 年 月 日： 歳
電話番号：
メールアドレス：

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第6条の規定に基づき計画書等の承認を申請します。

申請に必要な書類

- 1 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
- 2 経営発展支援事業申請追加資料
- 3 第6条第3号に掲げる添付書類
- 4 その他市長が必要と認めた書類

第4号様式（第6条関係）

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械・施設等	機種・施設等名		数量	(単位) 台
	型式名等			
	対象作物等			
	利用（導入） 面積			
	現有機の有無等 (有の場合：能力・取得年月・ 台数など)			
物件取得見込額（税込み）		【1】	(円)	
助成申請額		【2】	(円)	
交付申請者負担額（税込み）		【5】	(円)	

注1： 複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注2： 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注3： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他事業実施主体が必要と認める資料

第5号様式（第6条関係）

機械・施設等リース計画書

リース方式による機械・施設等の導入の取組

対象機械	機種・施設等名				(単位) 台
	型式名等				
	対象作物				
	利用面積				
	<small> 現有機の有無等 (有の場合：能力・取得年月・ 台数など) </small>				
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～		(年)
	リース借受日から〇年間 (※2)	(年)			
リース物件取得見込額 (税抜き)	【1】	(円)			
	うちオプション分 (税抜き)	(円)			
リース期間終了後の残価設定	【2】	(円)			
リース料助成申請額	【3】	(円)			
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)	【4】	(円)			
	うち税相当分	(円)			
機械利用者負担リース料 (税込み)	【5】	(円)			
リース物件保管場所					
リース事業者名					

注1： ※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2： リース助成申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入してください。

A：【1】×(リース期間/法定耐用年数)×1/2以内

B：(【1】－【2】)×1/2以内

注3： 複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成してください。

注4： 別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等 (全社分)
- ② その他事業実施主体が必要と認める資料

※ 下記については、経営開始資金の交付を受ける場合は、「経営開始資金申請追加資料」を、経営開始支援事業の交付を受ける場合は、「経営開始支援事業申請追加資料」を添付した場合に記入等は不要とする。

メールアドレス

--

農業を始めようと思った理由

--

「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地球名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている
		<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を <input type="checkbox"/> 借り受けている <input type="checkbox"/> 借り受ける見込み		

経営開始資金（経営開始支援事業）又は農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

就農準備資金（就農準備支援事業）又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

過去の研修等の経験

研修先		期間	年	月	日	～
			年	月	日	

その他

雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある
	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本

別添4：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）※1

別添5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類※1

別添7：通帳の写し

別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

※1 申請時に経営を開始している場合に限る。

第6号様式（第9条関係）

計画等変更承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで承認を受けた青年等就農計画等・経営開始支援事業計画等・経営発展支援事業計画等について、次のとおり変更したいので、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

1 変更箇所

（変更前）

（変更後）

2 変更理由

第7号様式（第10条関係）

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第10条第1項第1号の規定により経営開始資金の交付を申請します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式及び伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第6条又は第9条の規定により提出した青年等就農計画等に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

交 付 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
前年の世帯所得 ※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ※2を記載	(ア)	円
今年の交付金額 ※3	(イ)	円
今回の交付申請額 原則として (イ) の半額を記載		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付(例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所	出張所
	金 融 機 関 コ ー ド					
	預金・貯金の種類		普通預金 当座預金	口座番号		
	郵便局	記号		(当座) 番号		
口座名義人	(ふりがな) 氏 名					

添付書類 ※

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

第8号様式（第10条関係）

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第10条第1項第2号の規定により経営開始支援事業の交付を申請します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式及び伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第6条又は第9条の規定により提出した経営開始支援事業計画等に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

交 付 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
前年の世帯所得 ※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ※2を記載	(ア)	円
今年の交付金額 ※3	(イ)	円
今回の交付申請額 原則として (イ) の半額を記載		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付(例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等) ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所	出張所
	金 融 機 関 コ ー ド					
	預金・貯金の種類	普通預金 当座預金	口座番号			
郵便局	記号		(当座) 番号			
口座名義人	(ふりがな) 氏 名					

添付書類 ※

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

第9号様式（第10条関係）

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第10条第1項第3号の規定により経営発展支援事業の交付を申請します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式及び伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第6条又は第9条の規定により提出した経営発展支援事業計画等に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

交 付 申 請 額	円
-----------	---

助成金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所			出張所					
	金 融 機 関 コ ー ド														
	預金・貯金の種類			普通預金 当座預金			口座番号								
	郵便局	記号					(当座)番号								
口座名義人	(ふりがな) 氏 名														

第10号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

住 所

氏 名

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました経営開始資金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 交付決定額 円

2 交付条件

この資金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、これらの書類を交付期間終了から起算して10年間保存しなければならない。

〔 事務担当は、 〕

第11号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

住 所

氏 名

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました経営開始支援事業については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 交付決定額 円

2 交付条件

この資金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、これらの書類を交付期間終了から起算して10年間保存しなければならない。

{ 事務担当は、 }

第12号様式（第11条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

住 所

氏 名

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました経営発展支援事業については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

印

1 交付決定額 円

2 交付条件

この助成金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、これらの書類を交付期間終了から起算して10年間保存しなければならない。

（事務担当は、 ）

第13号様式（第12条関係）

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで交付決定のありました経営開始資金の交付を受けたいので、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

交 付 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回請求する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交 付 請 求 額	円

資金の振込口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所			出張所		
	金 融 機 関 コ ー ド											
	預金・貯金の種類			普通預金 当座預金		口座番号						
	郵便局	記号					(当座) 番号					
口座名義人	(ふりがな) 氏 名											

(添付書類)

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付決定通知書の写し

第14号様式（第12条関係）

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで交付決定のありました経営開始支援事業の交付を受けたいので、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

交 付 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回請求する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交 付 請 求 額	円

資金の振込口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所			出張所		
	金 融 機 関 コ ー ド											
	預金・貯金の種類			普通預金 当座預金		口座番号						
	郵便局	記号					(当座) 番号					
口座名義人	(ふりがな) 氏 名											

(添付書類)

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付決定通知書の写し

第15号様式（第13条関係）

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで交付決定のありました経営発展支援事業の交付を受けたいので、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて請求します。

交 付 請 求 額	円
-----------	---

助成金の振込口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所				出張所							
	金 融 機 関 コ ー ド																	
	預金・貯金の種類			普通預金 当座預金			口座番号											
	郵便局	記号					(当座) 番号											
口座名義人		(ふりがな) 氏 名																

(添付書類)

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）交付決定通知書の写し

第16号様式（第19条関係、第21条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付中止決定通知書

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第19条又は第21条第1項の規定に基づき、次のとおり資金の交付の中止を決定しましたので通知します。

1 中止日

2 中止理由

（事務担当は、 ）

第17号様式（第19条関係、第21条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付中止決定通知書

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第19条又は第21条第1項の規定に基づき、次のとおり資金の交付の中止を決定しましたので通知します。

1 中止日

2 中止理由

（事務担当は、 ）

第18号様式（第21条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付休止決定通知書

年 月 日付けで提出のありました休止届について、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第21条第1項の規定に基づき、次のとおり資金の交付の休止を決定しましたので通知します。

休止期間	年 月 日 ~	年 月 日
------	---------	-------

（事務担当は、 ）

第19号様式（第21条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付休止決定通知書

年 月 日付けで提出のありました休止届について、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第21条第1項の規定に基づき、次のとおり資金の交付の休止を決定しましたので通知します。

休止期間	年 月 日 ~	年 月 日
------	---------	-------

（事務担当は、 ）

第20号様式（第21条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）交付再開審査結果通知書

年 月 日付けで提出のありました経営再開届については、伊勢原市新
規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付
要綱第21条第2項の規定による審査の結果、次のとおり決定しましたので通知しま
す。

1 決定区分

資金の交付再開を 承認します ・ 承認しません

2 承認しない場合の理由

（事務担当は、 ）

第21号様式（第21条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）交付再開審査結果通知書

年 月 日付で提出のありました経営再開届については、伊勢原市新
規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付
要綱第21条第2項の規定による審査の結果、次のとおり決定しましたので通知しま
す。

1 決定区分

資金の交付再開を 承認します ・ 承認しません

2 承認しない場合の理由

（事務担当は、 ）

第22号様式（第22条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）返還請求書

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第22条の規定により、次のとおり返還を請求します。

つきましては、別添の納付書により、指定期日までにお振込みください。

- 1 返還請求額 円
- 2 返還対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還期日 年 月 日

（事務担当は、 ）

第23号様式（第22条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）返還請求書

伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第22条の規定により、次のとおり返還を請求します。

つきましては、別添の納付書により、指定期日までにお振込みください。

- 1 返還請求額 円
- 2 返還対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還期日 年 月 日

（事務担当は、 ）

第24号様式（第24条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金）返還免除審査結果通知書

年 月 日付けで提出のありました返還免除申請書については、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第24条の規定による審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分

資金の返還を免除することを 承認します ・ 承認しません

2 承認しない場合の理由

（事務担当は、 ）

第25号様式（第24条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始支援事業）返還免除審査結果通知書

年 月 日付けで提出のありました返還免除申請書については、伊勢原市新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営開始支援事業及び経営発展支援事業）交付要綱第24条の規定による審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分

資金の返還を免除することを 承認します ・ 承認しません

2 承認しない場合の理由

（事務担当は、 ）

財 産 管 理 台 帳

交付対象者名 _____

事業実施年度					事業名									
事業の内容			事業実施期間		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
機械等名	型式等	設置場所 又は 施行場所	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費 (円)	負担区分 (円)				耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日		処分の 内 容
						助成金	都道府 県費	市町村費	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記載すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記載すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記載すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

第27号様式（第25条関係）

年度新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）で整備した機械等の処分の承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所
氏 名

年度において新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）で整備した機械等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要性が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 承認申請の理由
- 2 承認申請に係る機械等の概要
 - (1) 地区名
 - (2) 機械等の所在地
 - (3) 機械等の構造、規格、規模等
 - (4) 事業費
 - ア 助成金
 - イ その他の負担金
 - (5) 取得年月日（耐用年数、経過年数）
- 3 承認申請に係る事項
 - (1) 処分予定時期
 - (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 機械等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
 - (3) その他

[添付書類]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 その他市町村長が必要と認める書類

（注）交換の場合にあっては、3の（3）を（4）とし、（2）の次に次の事項を追加する。

(3) 交換の対象機械等の概要

- ア 機械等の所在地
- イ 機械等の構造、規格、規模等
- ウ 取得予定価格及び取得方法
- エ 機械等の利用計画
- オ 交換に伴う条件等